

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊生環第90号

令和7年2月7日

獵銃用火薬類等の取扱いについて(通達)

見出しのことについては、「獵銃用火薬類等の取扱いについて(通達)」(令和元年12月10日付け熊生環第1063号。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、別添警察庁通達「獵銃用火薬類等の取扱いについて(通達)」(令和7年1月24日付け警察庁丁保発第7号)が発出されたため、令和7年3月1日から同通達に基づき運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の運用をもって、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「獵銃用火薬類等の取扱いについて(通達)」については警察庁ホームページをご覧ください。